

サプライチェーン保全等のための外為法*上のコア業種の追加

* 外国為替及び外国貿易法

(令和5年4月24日公布、5月24日適用)

- 外為法は、投資自由を原則としつつ、国の安全等の観点から必要となる最小限の業種を指定し、外国投資家による投資に際して、事前届出を求めている。
- 今般、経済安全保障推進法において、安定供給確保のために支援等の対象とすべき「特定重要物資」が指定されたことを受けて、サプライチェーンの保全、技術流出・軍事転用リスクへの対処等の観点から、あらためて外為法上の検討を行った結果、下記の業種をコア業種（注）へ追加。

(注)「コア業種」は、外国投資家(非居住者、外国会社等)による対内直接投資等に関し事前届出が必要となる業種(指定業種)のうち、国の安全を損なう等のおそれ大きいものとして株式取得等に関する事前届出免除を原則利用できない業種

肥料（塩化カリウム等） 輸入業	永久磁石 製造業・素材製造業
工作機械・産業用ロボット 製造業等	半導体 製造装置等の製造業
蓄電池 製造業・素材製造業	天然ガス 卸売業
金属鉱産物 製錬業	船舶の部品 エンジン等の製造業
金属3Dプリンター 製造業・金属粉末の製造業	

* あわせて、

- ・ ドローンについて、コア業種である航空機製造業に含まれることを明確化
- ・ 抗菌性物質製剤製造業、石油精製業等を特定取得の対象(外国投資家からの非上場株の取得も要事前届出)に追加

* 以上の結果、経済安全保障推進法の「特定重要物資」は、すべてコア業種としてカバー。